

リ職工支給ヲ受クル場合ニ於テ第三十九條ト重複ス
ル部分ニ付テハ支給ク為サス

二、若勤賞其後活ノコト

會社側ニ於テ研究スルコト

三、衛生設備改善ノコト

會社ニ於テ食糧洗面所、脱衣所、便所、改築スルコトニ起
案中デアル

自轉車置場ハ建築處置スル

四、會社内規休日勤務歩増ノコト

第一 第三 第五ノ日曜ニ限リ日給ノニ歩ク増給ス

五、特殊工具會社支給ノコト

精密工場、特殊鉋、「バイト」ハ會社ニ於テ支給シ保
管方法ハ會社側ニ於テ研究スル

六年ニ度ノ定期賞其實施ノコト

毎決算期毎ニ期間中日給額總計ノ百分ノ五程度ニ職工
ノ成績ニヨリ獎勵金トシテ支給ス但シ會社ノ成績ニヨ
リ配當金年一割ヲ低下シタル時ハ相當ノ減額ヲナス
七日給平均ニ割増給最最低賃銀昇給ノコト
職工日給額總計ノ十分ノ一ヲ以テ各其ノ成績ニ應シテ
昇給ヲナス

(2) 鉄工組合組合ニ加盟セル鑄造部従業員ト會社側トノ交渉状況
三月二十九日午後一時ヨリ會社鑄造部事務室ニ於テ

會社側 勞務主任 關根信義

勞働者側 島根村藏以下八名

ノ勞資代表會見シ

會社側關根ヨリ

前記成和會トノ解決條件ヲ説明シタル後成和會ト異ナル嘆
願條項ハ精算單價ノ値上問題ノミナルヲ以テ本問題ヲ中心